

国保運営協議会運営要綱・傍聴要領(説明資料)

平成30年12月20日(木)
平成30年度 第1回沖縄県国民健康保険運営協議会

沖縄県国民健康保険運営協議会について

1 設置の経緯

○高齢化の進展や高度な医療の普及等により医療費の増大が見込まれる中、持続可能な医療保険制度の構築を目的として、医療保険制度改革が行われ、その関連で国民健康保険法の一部が改正された。

当改正により、平成30年度から都道府県も市町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的役割を担うこととされ、国保事業の運営に関する重要事項を決定することとなった。

そのため、平成30年度以降の国保の運営方法について審議する必要があることから、都道府県に国民健康保険の運営協議会を設置することとされた。(改正国保法 § 11①)

○医療保険制度改革関連法附則第7条の規定により、平成30年3月31日までに都道府県国保運営方針を定める必要があり、同法附則第9条の規定により同日以前において必要な行為(準備行為)ができることとされた。

○沖縄県では、国保運営方針等について審議する場として、要綱により「沖縄県国民健康保険運営協議会準備会合」(平成28年10月11日施行)を平成28年度から平成29年度の間、開催した。

○平成30年4月1日以降、国保運営協議会は、法令に基づく知事の附属機関となる。(改正国保法 § 11①)

2 主な審議内容

(改正国保法 § 11①)

○ 国保事業の運営に関する事項で都道府県が処理するものうち、

- ・ 『国保事業費納付金の徴収』
- ・ 『国保運営方針の策定』
- ・ 『その他の重要事項』 について審議

3 委員

委員定数11名(国保法施行条例 § 4)

- 被保険者代表 3名
- 保険医又は保険薬剤師代表 3名
- 公益代表 3名
- 被用者保険等保険者代表 2名

【委員】(国保法施行令 § 3条)

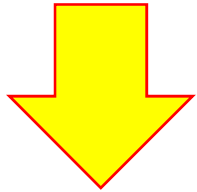
被保険者、保険医又は保険薬剤師、
公益、被用者保険等保険者の代表

【任期】(国保法施行令 § 4条)

3年

1 沖縄県国民健康保険運営協議会の議事運営について

国民健康保険法施行条例



- 名称（第3条）、委員の定数（第4条）について記載。
- ◎条例の施行に関し、必要な事項は、規則に委任（第10条）。

国民健康保険施行条例施行規則

- ◎運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める（第2条第9項）。

本日の付議事項

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

- | | |
|-------|--|
| 招集 | 会長が、日時、場所、付議事項を通知する。 |
| 会議の公開 | 原則公開（公開の方法は傍聴による。） |
| 公開手続 | 沖縄県国民健康保険運営協議会傍聴要領（案）による。 |
| 議事録 | 議事録を作成する。 会議資料及び議事録は、後日県ホームページで原則公開する。 |

沖縄県国民健康保険運営協議会傍聴要領（案）

- ・（項目）傍聴手続、傍聴に当たって守るべき事項、会議の秩序の維持

《関係法令比較対照表》

●国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) (抜粋)	●国民健康保険法施行令 (昭和三十三年政令第三百六十二号) (抜粋)	○国民健康保険法施行条例 (平成30年沖縄県条例第33号) (抜粋)	○国民健康保険法施行条例施行規則 (平成30年沖縄県規則第45号) (抜粋)
<p>(保険者)</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国、都道府県及び市町村の責務)</p> <p>第四条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。</p> <p>2 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保等都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。</p> <p>3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第九条第三項、第七項及び第十項、第十一条第二項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに同条第</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。第4条において「施行令」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

九項第二号及び第三号、第八十二条の二第二項第二号及び第三号、附則第七条第一項第三号並びに第二十一条第三項第三号及び第四項第三号において同じ。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前二項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。

5 都道府県は、第二項及び前項に規定するもののほか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(被保険者)

第五条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者とならない。

一～十一 略

<p>(特別会計)</p> <p>第十条 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。</p>	<p>(市町村の国民健康保険に関する特別会計の勘定)</p> <p>第二条 略</p>		
<p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会)</p> <p>第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、<u>都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。</u></p> <p>2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）</p>	<p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)</p> <p>第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、<u>被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者</u>（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。</p> <p>2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。</p> <p>3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項の規定により設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、沖縄県国民健康保険運営協議会（次条において「協議会」という。）とする。</u></p>	

<p>を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。</p>	<p>4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員の数を加えて組織することができる。</p>		
<p>3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、第二項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。</p>	<p>5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の<u>委員の定数は、<u>条例</u>で定める。</u></p> <p>（委員の任期） 第四条 協議会の<u>委員の任期は、三年とする。</u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長） 第五条 協議会に、<u>会長一人を置き、<u>公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。</u></u></p> <p>2 会長に事故があるときは、<u>前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。</u></p>	<p>（委員の定数） 第4条 施行令第3条第5項の規定により条例で定める協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 <u>3人</u></p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>3人</u></p> <p>(3) 公益を代表する委員 <u>3人</u></p> <p>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 <u>2人</u></p>	

<p>4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。</p>		<p>(規則への委任) 第10条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>再掲 (趣旨) 第1条 この規則は、国民健康保険法施行条例(平成30年沖縄県条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
			<p>(協議会の委員の任命等) 第2条 条例第3条に規定する沖縄県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、<u>知事が任命する。</u> 2 委員は、再任されることができる。 3 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 4 <u>協議会の会議は、会長が招集し、条例第4条各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。</u> 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 6 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 8 協議会の庶務は、保健医療部国民健康保険課において処理する。 9 <u>その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p>

【参考】 沖縄県情報公開条例（第7条抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

一部改正〔平成14年条例46号・17年3号・19年34号・27年54号・29年17号〕